

役員等の報酬及び費用弁償並びに旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人湯浅町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償並びに旅費に関し、必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは次に掲げる者をいう。

- (1) 理 事
- (2) 監 事

(報酬等の支給)

第3条 非常勤役員に対する報酬は別表1のとおりとする。ただし、その立場によっては無報酬とすることができます。

- 2 非常勤役員等について、法人運営の業務に関する出張を行う場合に別表2のとおり、費用を弁償する。
- 3 非常勤役員等について、出張した場合の旅費については、本会職員旅費規程に準じた額を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期については次のとおりとする。

- (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第6条に準じた日とする。
- (2) 費用弁償並びに旅費の支給については、その事案が発生した日に応じて支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表1

役 職	非常勤役員等の報酬	金 額
会 長	月 額	50,000円

別 表2

	非常勤役員等の費用弁償
	出張等にかかる旅費の実費負担額